新	旧	備考
海外事業資金貸付保険手続細則	海外事業資金貸付保険手続細則	
平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00033 沿革 (略) 平成 24 年 3 月 16 日 一部改正	平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00033 沿革 (略)	
第1条 (略)	第1条 (略)	
(申込み) 第2条 1 ~ 3 (略) 4 約款(貸付金債権等)第21条の2及び約款(保証債務)第 20条の2に基づく誓約は、本条による申込みに当たって、申 込みを行おうとする者及び被保険者になるべき者が、別紙様式	20 条の2に基づく誓約は、本条による申込みに当たって、申 込みを行おうとする者及び被保険者になるべき者が、別紙様式	
第26による不正競争防止法に係る誓約書を日本貿易保険に提出することにより行うものとする。	第25による不正競争防止法に係る誓約書を日本貿易保険に提出することにより行うものとする。	
第3条 ~ 第8条 (略) (保険の目的又は保険金請求権の信託に係る承認申請) 第9条 被保険者は、約款(貸付金債権等)第37条第1項の規定に基づき、保険の目的又は保険金請求権の債権流動化を目的とした信託(自己信託を含む)について日本貿易保険の承認を得ようとする場合は、信託前に別紙様式第8-1による海外事業資金貸付保険保険目的等信託承認申請書及びその事実を証する書類の写しを本店に提出するものとする。 2 被保険者は、前項に基づき日本貿易保険の承認を受けたときは、信託の日から1月以内に、別紙様式第8-2による海外事業資金貸付保険保険目的等信託終了通知書及びその事実を証	第3条 ~ 第8条 (略)	

する書類の写しを本店に提出するものとする。

(保険の目的又は保険金請求権を引当とする信託受益権の譲渡 に関する通知)

第10条 被保険者は、保険の目的又は保険金請求権を債権流動化のために信託し、信託受益権を第三者に譲渡した場合又は信託受益権の保有者に変更があった場合には、譲渡の日又は変更のあった日から1月以内に、別紙様式第8-3による受益者変更通知書及びその事実を証する書類の写しを本店に提出するものとする。

(保険の目的又は保険金請求権を引当とする信託受益権の償還 を目的とした責任財産限定特約付金銭消費貸借契約の締結に 関する通知)

第11条 被保険者は、保険の目的又は保険金請求権を債権流動化のために信託し、信託受益権の償還を資金使途とする責任財産限定特約付金銭消費貸借契約を第三者と締結した場合又は責任財産限定特約付金銭消費貸借契約の貸付債権が当初貸付人から第三者に譲渡された場合には、契約締結の日又は譲渡の日から1月以内に、別紙様式第8-4による責任財産限定特約付金銭消費貸借契約締結通知書又は別紙様式第8-5による責任財産限定特約付金銭消費貸借契約締結通知書又は別紙様式第8-5による責任財産限定特約付金銭消費貸借契約貸付債権譲渡通知書及びその事実を証する書類の写しを本店に提出するものとする。

(保険の目的又は保険金請求権の信託等の内容変更に係る承認 申請)

第12条 被保険者は、約款第37条第3項の規定に基づき、信託等の内容を規定する書類(信託受益権譲渡を規定する書類及び責任財産限定特約付金銭消費貸借契約を含む)の内容を変更しようとする場合は、別紙様式第8-6による信託及び流動化関連書類内容変更承認申請書及び内容変更等を必要とする理由を説明した書類を本店に提出するものとする。但し、明らかな誤字、脱字その他の誤謬の修正についてはこの限りではない。

(損失を受けるおそれが高まる事情発生の通知)

第13条 被保険者は、約款(貸付金債権等)第14条又は約款(保証債務)第13条の規定に基づき損失を受けるおそれが高まる事情の発生(別表3に掲げる「損失を受けるおそれが高まる事情の発生」をいう。)を通知するときは、別紙様式第9による海外事業資金貸付保険事情発生通知書を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該事情の発生を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。

(損失発生の通知)

第14条 被保険者は、約款(貸付金債権等)第15条第1項又は 約款(保証債務)第14条第1項の規定に基づき損失の発生を 通知するときは、別紙様式第10による海外事業資金貸付保険 (損失・危険)発生通知書を本店に提出するものとする。ただ し、日本貿易保険が事故を証する書類の提出を求めたときは、 被保険者は遅滞なく提出するものとする。

(危険発生の通知)

第15条 被保険者は、約款(貸付金債権等)第15条第2項又は 約款(保証債務)第14条第2項の規定に基づき危険の発生を 通知するときは、別紙様式第10による海外事業資金貸付保険 (損失・危険)発生通知書を本店に提出するものとする。ただ し、日本貿易保険が当該危険の発生を証する書類の提出を求め たときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。

(債権の登録通知)

第 16条 被保険者は、前 2条の規定に基づき損失の発生又は危険の発生を通知する場合又は日本貿易保険が求めた場合は、別紙様式第 11 による海外事業資金貸付保険債権登録通知書及び別表を本店に提出するものとする。ただし、すでに当該債権登録通知書を提出している場合であって、登録内容に変更がないときはこの限りでない。

(損失の防止軽減義務の履行のために要した費用の請求)

(損失を受けるおそれが高まる事情発生の通知)

第9条 被保険者は、約款(貸付金債権等)第14条又は約款(保証債務)第13条の規定に基づき損失を受けるおそれが高まる事情の発生(別表3に掲げる「損失を受けるおそれが高まる事情の発生」をいう。)を通知するときは、別紙様式第8による海外事業資金貸付保険事情発生通知書を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該事情の発生を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。

(損失発生の通知)

第10条 被保険者は、約款(貸付金債権等)第15条第1項又は 約款(保証債務)第14条第1項の規定に基づき損失の発生を 通知するときは、別紙様式第9による海外事業資金貸付保険 (損失・危険)発生通知書を本店に提出するものとする。ただ し、日本貿易保険が事故を証する書類の提出を求めたときは、 被保険者は遅滞なく提出するものとする。

(危険発生の通知)

第11条 被保険者は、約款(貸付金債権等)第15条第2項又は 約款(保証債務)第14条第2項の規定に基づき危険の発生を 通知するときは、別紙様式第9による海外事業資金貸付保険 (損失・危険)発生通知書を本店に提出するものとする。ただ し、日本貿易保険が当該危険の発生を証する書類の提出を求め たときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。

(債権の登録通知)

第 12条 被保険者は、前 2条の規定に基づき損失の発生又は危険の発生を通知する場合又は日本貿易保険が求めた場合は、別紙様式第 10 による海外事業資金貸付保険債権登録通知書及び別表を本店に提出するものとする。ただし、すでに当該債権登録通知書を提出している場合であって、登録内容に変更がないときはこの限りでない。

(損失の防止軽減義務の履行のために要した費用の請求)

第 17条 約款(貸付金債権等)第 16条第 3 項又は約款(保証債務)第 15条第 3 項の規定に基づき損失の防止軽減義務の履行のために要した合理的費用の負担を日本貿易保険に請求する者は、別紙様式第 12 による海外事業資金貸付保険損失防止軽減費用負担請求書及びその事実を証する書類の写しを本店に提出するものとする。

(入金の通知)

第 18条 被保険者は、約款(貸付金債権等)第17条又は約款(保証債務)第16条の規定に基づき、海外事業資金貸付保険(損失・危険)発生通知書を提出した後、保険金の支払を請求する以前に回収した金額があるときは、別紙様式第13による海外事業資金貸付保険入金通知書を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該入金を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。

(保険金受取人の指定等の通知)

- 第 19 条 保険金受取人は、1 名とする。ただし、日本貿易保険が特に認めた場合は、この限りでない。
- 2 被保険者は 約款(貸付金債権等)第24条第2項又は約款 (保証債務)第23条第2項の規定に基づき保険受取人を指定 等した場合は、当該指定等の日から1月以内(ただし、1月以 内に保険金の支払を請求する場合には、保険金の請求日前)に 別紙様式第14による海外事業資金貸付保険保険金受取人指定 等通知書、当該指定等を証する書類の写し及び海外事業資金貸付(貸付金債権等)保険保険証券若しくは海外事業資金貸付(保 証債務)保険保険証券(変更承認証を含む。以下「保険証券」 という。)の写しを本店に提出するものとする。

(保険金の請求期間に係る猶予期間の申請)

第 20 条 被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者は、約款(貸付金債権等)第 25 条第 2 項ただし書又は約款(保証債務)第 24 条第 2 項ただし書の規定に基づき保険金の請求期間について猶予期間の設定を申請するときは、別紙様式第15 による海外事業資金貸付保険における保険金請求期間の猶

第13条 約款(貸付金債権等)第16条第3項又は約款(保証債務)第15条第3項の規定に基づき損失の防止軽減義務の履行のために要した合理的費用の負担を日本貿易保険に請求する者は、別紙様式第11による海外事業資金貸付保険損失防止軽減費用負担請求書及びその事実を証する書類の写しを本店に提出するものとする。

(入金の通知)

第14条 被保険者は、約款(貸付金債権等)第17条又は約款(保証債務)第16条の規定に基づき、海外事業資金貸付保険(損失・危険)発生通知書を提出した後、保険金の支払を請求する以前に回収した金額があるときは、別紙様式第12による海外事業資金貸付保険入金通知書を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該入金を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。

(保険金受取人の指定等の通知)

- 第<u>15</u>条 保険金受取人は、1名とする。ただし、日本貿易保険が特に認めた場合は、この限りでない。
- 2 被保険者は 約款(貸付金債権等)第24条第2項又は約款(保証債務)第23条第2項の規定に基づき保険受取人を指定等した場合は、当該指定等の日から1月以内(ただし、1月以内に保険金の支払を請求する場合には、保険金の請求日前)に別紙様式第13による海外事業資金貸付保険保険金受取人指定等通知書、当該指定等を証する書類の写し及び海外事業資金貸付(貸付金債権等)保険保険証券若しくは海外事業資金貸付(保証債務)保険保険証券(変更承認証を含む。以下「保険証券」という。)の写しを本店に提出するものとする。

(保険金の請求期間に係る猶予期間の申請)

第 16 条 被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者は、約款(貸付金債権等)第 25 条第 2 項ただし書又は約款(保証債務)第 24 条第 2 項ただし書の規定に基づき保険金の請求期間について猶予期間の設定を申請するときは、別紙様式第14 による海外事業資金貸付保険における保険金請求期間の猶

予期間設定申請書に必要な猶予期間とその根拠、エビデンスの 確保状況、回収見込み及び債権の保全状況等について証する書 類の写しを添付し、本店に提出するものとする。

2 (略)

(保険金の支払請求)

第 21 条 被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者は、約款(貸付金債権等)第 25 条第 2 項又は約款(保証債務)第 24 条第 2 項に規定する期間に、別紙様式第 16 による海外事業資金貸付保険保険金請求書に次の各号に定める書類を添付し、本店に提出するものとする。ただし、請求する保険金の額が 3 0 0 万円以下の場合にあっては、第三号、第四号、第五号、第六号ロ、第七号、第九号及び第十号の書類の提出を要しない。

一 保険金請求経緯書

- イ 請求する保険金の額が300万円以下の場合にあって は、別紙様式第17による保険金請求経緯書
- ロ 請求する保険金の額が300万円超の場合にあっては、 次の事項の内容を記載した書類であって様式任意
- ① 保険金請求に至る経緯
- ② 資金貸付の相手方等との取引の状況 (保険金請求を行った保険契約に係る貸付契約等以外の取引の状況及び今後の取引の見込み)

なお、取引の状況については、本保険金請求に係る貸付日前6月間の償還日、償還金額、支払日、支払金額、 貸付日を含む一覧表(様式任意)を添付のこと。

- ③ 資金貸付の相手方等、保証人等から被保険者、質権者等が既に受領している現金、保証、その他の担保の有無及び履行状況
- ④ 資金貸付に係る義務の履行に関し、資金貸付の相手方等 が行っているクレームの有無及び被保険者の対応状況
- ⑤ 今後の回収見通し
- ⑥ 延滞利息の請求の有無(請求していない場合はその理由 を記載)

予期間設定申請書に必要な猶予期間とその根拠、エビデンスの確保状況、回収見込み及び債権の保全状況等について証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。

2 (略)

(保険金の支払請求)

- 第 17条 被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者は、約款(貸付金債権等)第 25 条第 2 項又は約款(保証債務)第 24 条第 2 項に規定する期間に、別紙様式第 15 による海外事業資金貸付保険保険金請求書に次の各号に定める書類を添付し、本店に提出するものとする。ただし、請求する保険金の額が 3 0 0 万円以下の場合にあっては、第三号、第四号、第五号、第六号口、第七号、第九号及び第十号の書類の提出を要しない。
 - 一 保険金請求経緯書
 - イ 請求する保険金の額が300万円以下の場合にあって は、別紙様式第16による保険金請求経緯書
 - ロ 請求する保険金の額が300万円超の場合にあっては、 次の事項の内容を記載した書類であって様式任意
 - ① 保険金請求に至る経緯
 - ② 資金貸付の相手方等との取引の状況 (保険金請求を行った保険契約に係る貸付契約等以外の取引の状況及び今後の取引の見込み)

なお、取引の状況については、本保険金請求に係る貸付日前6月間の償還日、償還金額、支払日、支払金額、貸付日を含む一覧表(様式任意)を添付のこと。

- ③ 資金貸付の相手方等、保証人等から被保険者、質権者等が既に受領している現金、保証、その他の担保の有無及び履行状況
- ④ 資金貸付に係る義務の履行に関し、資金貸付の相手方等が行っているクレームの有無及び被保険者の対応状況
- ⑤ 今後の回収見通し
- ⑥ 延滞利息の請求の有無(請求していない場合はその理由 を記載)

 \angle ~ 十二 (略)

 $2 \sim 3$ (略)

(保険金請求権の消滅時効の中断申請)

第 22 条 保険金の請求者は、保険金請求権の消滅時効を中断しようとする場合には、別紙様式第 18 による海外事業資金貸付保険時効中断承認申請書を本店に提出するものとする。

(償還期限前の請求)

第23条 被保険者は、約款(貸付金債権等)第27条第1項の規定に基づき日本貿易保険の確認を求めるときは、別紙様式第19による海外事業資金貸付保険損失発生確認申請書及び約款(貸付金債権等)第3条に規定する事由の発生により償還期限までに貸付金等を回収することができないことが確実であることを証する書類又は説明する書類を本店に提出するものとする。

(回収義務の履行状況の報告)

第24条 被保険者は、約款(貸付債権等)第31条第2項又は約款(保証債務)第29条第2項の規定に基づき回収義務の履行状況について報告するときは、保険証券ごとに別紙様式第20による海外事業資金貸付保険回収義務履行状況報告書及び履行の状況を証する書類を、保険金の支払の請求がなされた日(第3項に規定する回収義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収納付通知を行った場合には、当該通知の日、回収義務の終了認定申請を行い日本貿易保険の認定を得られなかった場合には、当該不認定の通知の日)から3月ごとに本店に提出するものとする。

 $2 \sim 4$ (略)

(回収義務の終了認定)

第<u>25</u>条 被保険者は、約款(貸付債権等)第31条第1項又は約款(保証債務)第29条第1項に規定する認定を受けようとす

二~十二(略)

 $2 \sim 3$ (略)

(保険金請求権の消滅時効の中断申請)

第 18 条 保険金の請求者は、保険金請求権の消滅時効を中断しようとする場合には、別紙様式第 17 による海外事業資金貸付保険時効中断承認申請書を本店に提出するものとする。

(償還期限前の請求)

第19条 被保険者は、約款(貸付金債権等)第27条第1項の規定に基づき日本貿易保険の確認を求めるときは、別紙様式第18による海外事業資金貸付保険損失発生確認申請書及び約款(貸付金債権等)第3条に規定する事由の発生により償還期限までに貸付金等を回収することができないことが確実であることを証する書類又は説明する書類を本店に提出するものとする。

(回収義務の履行状況の報告)

第20条 被保険者は、約款(貸付債権等)第31条第2項又は約款(保証債務)第29条第2項の規定に基づき回収義務の履行状況について報告するときは、保険証券ごとに別紙様式第19による海外事業資金貸付保険回収義務履行状況報告書及び履行の状況を証する書類を、保険金の支払の請求がなされた日(第3項に規定する回収義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収納付通知を行った場合には、当該通知の日、回収義務の終了認定申請を行い日本貿易保険の認定を得られなかった場合には、当該不認定の通知の日)から3月ごとに本店に提出するものとする。

 $2 \sim 4$ (略)

(回収義務の終了認定)

第<u>21</u>条 被保険者は、約款(貸付債権等)第31条第1項又は約款(保証債務)第29条第1項に規定する認定を受けようとす

るときは、別紙様式第 21 による海外事業資金貸付保険回収義務終了認定申請書に、共通運用規程に定める終了認定事由により債権を回収することができないことを証する書類(原則として、政府、地方公共団体又はこれらに準ずる者、司法機関、一流信用調査機関その他日本貿易保険が特に認めた機関の証明書等)を添付し、本店に提出するものとする。この場合において、資金貸付の相手方等が同一である複数の債権について、同時に認定を受けようとするときは、一の申請書の詳細を記載した別紙を添付の上、提出することができる。

(回収金の納付通知書)

- 第 26条 被保険者は、保険金の支払請求後に回収した金額があるときは、約款(貸付金債権等)第 31 条第 7 項又は約款(保証債務)第 29 条第 7 項の規定に基づき、回収した日(回収した日が保険金の支払を受けた日以前であるときは、保険金の支払を受けた日)から 1 月以内に、別紙様式第 22 による海外事業資金貸付保険回収金納付通知書及び次の各号に定める書類の写しを本店に提出するものとする。
 - 一 保険金を請求した日から回収までの経緯を記載した書類
 - 二 回収納付金の計算の基礎となるべき書類
 - 三 その他参考となるべき書類の写し
- 2 (略)

(回収に要した費用の請求)

第27条 約款(貸付金債権等)第31条第6項又は約款(保証債務)第29条第6項の規定に基づき回収義務の履行のために要した合理的費用の負担を日本貿易保険に請求する者は、別紙様式第23による海外事業資金貸付保険回収費用負担請求書に当該費用が回収を図る上で合理的な費用であったこと及びこれを負担したことを証する書類を添付し、本店に提出するものとする。

(権利行使等の委任)

第28条 被保険者は、約款(貸付金債権等)第31条第4項若しくは第32条第3項又は約款(保証債務)第29条第4項若し

るときは、別紙様式第 20 による海外事業資金貸付保険回収義務終了認定申請書に、共通運用規程に定める終了認定事由により債権を回収することができないことを証する書類(原則として、政府、地方公共団体又はこれらに準ずる者、司法機関、一流信用調査機関その他日本貿易保険が特に認めた機関の証明書等)を添付し、本店に提出するものとする。この場合において、資金貸付の相手方等が同一である複数の債権について、同時に認定を受けようとするときは、一の申請書の詳細を記載した別紙を添付の上、提出することができる。

(回収金の納付通知書)

- 第 22 条 被保険者は、保険金の支払請求後に回収した金額があるときは、約款(貸付金債権等)第 31 条第 7 項又は約款(保証債務)第 29 条第 7 項の規定に基づき、回収した日(回収した日が保険金の支払を受けた日以前であるときは、保険金の支払を受けた日)から 1 月以内に、別紙様式第 21 による海外事業資金貸付保険回収金納付通知書及び次の各号に定める書類の写しを本店に提出するものとする。
 - 一 保険金を請求した日から回収までの経緯を記載した書類
 - 二 回収納付金の計算の基礎となるべき書類
 - 三 その他参考となるべき書類の写し
- 2 (略)

(回収に要した費用の請求)

第23条 約款(貸付金債権等)第31条第6項又は約款(保証債務)第29条第6項の規定に基づき回収義務の履行のために要した合理的費用の負担を日本貿易保険に請求する者は、別紙様式第22による海外事業資金貸付保険回収費用負担請求書に当該費用が回収を図る上で合理的な費用であったこと及びこれを負担したことを証する書類を添付し、本店に提出するものとする。

(権利行使等の委任)

第24条 被保険者は、約款(貸付金債権等)第31条第4項若しくは第32条第3項又は約款(保証債務)第29条第4項若し

くは第30条第3項の規定に基づき保険事故に係る債権について日本貿易保険に権利行使等の委任を行う場合は、別紙様式第24-1による海外事業資金貸付保険権利行使等委任状及び当該債権を特定する書類を本店に提出するものとする。

2 被保険者は、保険事故に係る債権について日本貿易保険が委任する回収業者による回収を希望する場合には、別紙様式第 24-2による海外事業資金貸付保険権利行使等委任状(サービサー回収用)に当該債権の内容を証する書類を添付し、本店に提出するものとする

(回収納付金の返還請求)

第 29 条 被保険者は、回収納付金の返還を請求しようとするときは、別紙様式第 25 による海外事業資金貸付保険回収納付金返還請求書及び請求金額の基礎となるべき書類を本店に提出するものとする。

第30条 ~ 第31条 (略)

附則

この改正は、平成24年4月1日から実施する。

別表 1

提出先は、保険契約者が保険契約の申込を行った本店とする。

様式番号 提出書類

提出部数

 $1 \sim 7$ (略)

- 8-1 海外事業資金貸付保険保険目的等信託承認申請書 1(1)
- 8-2 海外事業資金貸付保険保険目的等信託終了通知書 1(1)
- 8-3 受益者変更通知書 1(1)
- 8-4 責任財産限定特約付金銭消費貸借契約締結通知書 1(1)

くは第30条第3項の規定に基づき保険事故に係る債権について日本貿易保険に権利行使等の委任を行う場合は、別紙様式第23-1による海外事業資金貸付保険権利行使等委任状及び当該債権を特定する書類を本店に提出するものとする。

2 被保険者は、保険事故に係る債権について日本貿易保険が委任する回収業者による回収を希望する場合には、別紙様式第 23-2による海外事業資金貸付保険権利行使等委任状(サービサー回収用)に当該債権の内容を証する書類を添付し、本店に提出するものとする

(回収納付金の返還請求)

第 <u>25</u>条 被保険者は、回収納付金の返還を請求しようとするときは、別紙様式第 <u>24</u>による海外事業資金貸付保険回収納付金返還請求書及び請求金額の基礎となるべき書類を本店に提出するものとする。

第26条 ~ 第27条 (略)

別表 1

提出先は、保険契約者が保険契約の申込を行った本店とする。

様式番号 提出書類

提出部数

 $1 \sim 7$ (略)

8-5 責任財産限定特約付金銭消費貸借契約貸付債権譲渡通知書 1(1)

- 8-6 信託及び流動化関連書類内容変更承認申請書 1(1)
- 9 海外事業資金貸付保険事情発生通知書

 $10 \sim 26$ (略)

別表 2 ~ 4 (略)

8 海外事業資金貸付保険事情発生通知書

 $9 \sim 25$ (略)

別表 2 ~ 4 (略)